

## 蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）並びに12月30日から翌年1月3日まで（1月1日を除く。）における夜間の医療体制の確保を図るために、一般社団法人蒲郡市医師会（以下「医師会」という。）が行う在宅当番医制運営事業に対し、予算の範囲内で蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、医師会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、医師会が行う在宅当番医制運営事業とする。

2 前項の在宅当番医制運営事業とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 医師会に所属する医療機関が、別表第1に掲げる開院日及び開院時間に当該医療機関を臨時に開院し、及び診療を行う事業
- (2) 在宅当番医の当番日程等を調整する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める経費をいう。

- (1) 人件費 事業実施に必要な医師、看護師又は事務職員に係る人件費
- (2) 需用費 事業実施に必要な医薬材料及び消耗品の購入費
- (3) 通信運搬費 事業実施に使用する医療機関への連絡に要する電話料金

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、別表第2に基づき算定した額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 医師会は、蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金交付申請書（第1号様式）

に在宅当番医制に関する実施計画書及び当該年度の収支予算書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、交付申請があったときは、補助事業の目的、内容及び金額を審査し、適正と認める場合は、蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により医師会に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 医師会は、前条の規定により通知を受けた後に、交付申請した補助事業の内容について変更又は中止等をするときは、直ちに蒲郡市在宅当番医制運営事業変更等申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは変更内容を審査し、適正と認める場合は、蒲郡市在宅当番医制運営事業変更等決定通知書（第4号様式）により医師会に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 医師会は、補助事業が完了した日から起算して20日以内に、蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金実績報告書（第5号様式）に在宅当番医に関する実施日等が分かる書類及び当該年度の収支決算書を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金確定通知書（第6号様式）により医師会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 医師会が、補助事業の目的を達成するために、市長において特に必要があると認めるときは、医師会は、請求書を市長に提出し、市長は、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を前渡（概算払又は前金払）することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、医師会が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は、補助事業に関して補助金の交付決定内容若しくはその他法令、条例に違反したと

きは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条に規定する補助金等の返還の例による。

3 市長は、医師会に交付すべき補助金の額が確定し、既にその額を超える補助金が交付されている場合においては、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

開院日	開院時間
土曜日（12月30日から翌年1月3日までに当たる日を除く。）	午後7時から午後10時まで
日曜日及び祝日	午後5時から午後10時まで
12月30日から翌年1月3日まで（1月1日を除く。）	

別表第2（第5条関係）

区 分	補助金上限額算出計算式	備 考
土曜日、日曜日及び祝日の夜間（12月30日から翌年1月3日までに当たる日を除く。）	1万7,500円×日数×2ポイント	在宅当番医制の実施1日当たりについて、土曜日、日曜日及び祝日の夜間における実施を2ポイント、12月30日から翌年1月3日までの夜間における実施を3ポイントとする。
12月30日から翌年1月3日までの夜間	1万7,500円×5日間×3ポイント	



蒲 第 号

申 請 者

所在地  
団体名  
代表者名

蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業費補助金については、蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定する。

年 月 日

蒲郡市長

記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付による申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。  
補助事業に要する経費 金 円  
補助金の額 金 円
- 3 補助事業に要する経費の配分及び使用方法は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 この補助金に係る事業実績報告は、年 月 日までに提出すること。

年 月 日

蒲郡市長 様

申 請 者

所在地

団体名

代表者名

蒲郡市在宅当番医制運営事業変更等申請書

年 月 日付で交付決定された、年度蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金について、蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金交付要綱第8条の規定により、交付決定事項について下記のとおり変更申請します。

記

変 更 事 項	1 補助事業実施日 変更前 日間 変更後 日間
	2 補助金交付申請額 変更前 金 円 変更後 金 円
	3 その他
変 更 理 由	

蒲 第 号

補助事業者

所在地

団体名

代表者名

蒲郡市在宅当番医制運営事業変更等決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった 年度蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金については、蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金交付要綱第9条の規定により、年 月 日付蒲保セ第 号で通知した交付決定を、下記のとおり変更する。

年 月 日

蒲郡市長

記

変更決定 の 事項	1 補助事業実施日 変更前 日間 変更後 日間
	2 補助金交付申請額 変更前 金 円 変更後 金 円
	3 その他
変更決定 の 理由	

年 月 日

蒲郡市長 様

補助事業者

所在地

団体名

代表者名

### 蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金実績報告書

年 月 日付蒲 第 号で蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金の交付決定を受けた 年度蒲郡市在宅当番医制運営事業が完了したので、蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業施行期間  
着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 2 補助事業の実績及び効果

備考 この報告書には、在宅当番医に関する実施日等が分かる書類及び当該年度の収支決算書を添付すること。

蒲 第 号

補助事業者

所在地

団体名

代表者名

### 蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金確定通知書

年 月 日付にて、実績報告のあった 年度蒲郡市在宅当番医制運営事業については、蒲郡市在宅当番医制運営事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定する。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 補助金交付決定額	金	円
2 補助金確定額	金	円